株式会社イトーヨーカ堂

所 在 地:東京都千代田区 事業内容:総合小売業

労働者数:38,109名(男性15,181名、女性22,928名)



1. 一般事業主行動計画

- (1) 計画期間 平成23年4月1日~平成27年3月31日
- (2) 行動計画の内容
 - ① 計画期間内にパートナー社員を中心とした従業員の年次有給休暇の取得率の向上を図る。

2. 目標に対する取組結果

① パートナー社員に対し3ヶ月ごとに1日以上の年次有給休暇制度を取得させる制度を導入、全社に向けてパートナー社員の有給休暇取得促進のPRの実施、店別の有給休暇取得状況を各店にフィードバック、労使懇談会の開催を行うことにより、パートナー社員のみならず、全従業員の年次有給休暇の取得率が向上。

3. 計画期間中の育児休業等取得者数

<男性> 育児休業者1名、育児目的休暇制度(育児休暇)388名 (配偶者が出産した男性労働者560名、取得率69%)

<女性> 育児休業者 565 名(出産した女性労働者 576 名、育児休業取得率 98%)

4. その他の特例認定基準達成状況

- (1) 小学校就学前の子どもを育てる労働者のための措置(特例認定基準7) 小学校5年生になる年の4月15日まで利用できる短時間勤務制度など(平成27年4月の制 度改定で中学校1年生になる年の4月15日まで更に延長)
- (2) 働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備(特例認定基準8)
 - ① 所定外労働削減措置 労働時間の上限を定め全社員に周知、残業時間等の個人別データを毎月送付等
 - ② 年次有給休暇の取得促進措置 店舗別有休取得状況データの開示、安全衛生委員会での討議、労使懇談会の実施等
 - ③ その他働き方の見直しに資する多様な労働条件整備のための措置 育児休暇の導入、職場優先の意識を改善しWLBに取組むための管理職研修
- (3) 出産した女性の継続就業率(特例認定基準9) 97%
- (4) 女性労働者の就業継続、能力向上等のための取組(特例認定基準10) ダイバーシティ推進の目標として「2014 年度末に女性の役職者比率 20%以上」を掲げ、新 人・新任役職者の定着のためのメンター制度を導入。また、「ダイバーシティ推進プロジェク ト」の取組みの一環として、管理職に対するダイバーシティ研修などの取組みを実施。